

⑥ 非課税

平成15年度地方税法の改正により、青少年の健全育成、障害者の社会参加や高齢者の健康増進等の観点から、一定の者について非課税の措置が講じられています。

ただし、非課税の適用を受けようとする場合は、原則として利用ごとに次の手続が必要となります。

また、下記書類の提出や本人確認できる書類の提示がない場合は、非課税の適用を受けることができません。

ア 要件

(7) 18歳未満又は70歳以上の者の利用の場合

- ① 「ゴルフ場利用税に係る非課税適用申出書」(別添4)に必要事項を記入し、ゴルフ場へ提出すること。

なお、「ゴルフ場利用税に係る非課税適用申出書(一覧表)」(別添5)をゴルフ場がフロントに備え付け、非課税利用者に記載させても差し支えない。

ただし、その場合は非課税利用者の個人情報の保護に十分配慮すること。

また、同一種類の非課税利用者が共同で適用を受けようとする場合についても、「ゴルフ場利用税に係る非課税適用申出書(一覧表)」に利用者全員の必要事項を記入し、ゴルフ場へ提出しても差し支えない。

(以下、「ゴルフ場利用税に係る非課税適用申出書」、「ゴルフ場利用税に係る非課税適用申出書(一覧表)」をあわせて「非課税申出書」という。)

- ② 本人確認できる書類(下記参照)をゴルフ場に提示すること。

※ 本人確認できる書類

住民基本台帳カード(顔写真を有するもの)、運転免許証、旅券、学生証その他これと同等の証明力を有するもの(可能な限り顔写真を有する官公庁から発行された書類その他これに類するもので、住所、氏名及び生年月日の記載のある書類)

※ ゴルフ場において独自の様式による非課税申出書を使用する場合は、事前に県税事務所までお問い合わせください。

(4) 障害者の利用の場合

- ① 非課税申出書を提出すること。
② 障害者である旨の書類(次ページ参照)を提示すること。
③ 本人確認できる書類を提示すること(ただし、障害者である旨の書類により本人確認できる場合は不要)。

※ 障害者である旨の書類

- ①療育手帳 ②精神障害者保健福祉手帳 ③身体障害者手帳 ④戦傷病者手帳
- ⑤医療特別手当証書（原子爆弾被爆者のうち、厚生労働大臣の認定を受け、県知事が証明した者）
- ⑥障害者控除対象者認定書（年齢65歳以上の人で、その障害の程度が①又は③に準ずる者として市町村長等の認定を受けた者）

(g) 国民体育大会のゴルフ競技に参加する選手が同大会のゴルフ競技としてゴルフを行う場合

- ① 非課税申出書を提出すること。
- ② 都道府県知事又は都道府県教育委員会が証明した「国民体育大会の選手によるゴルフ場利用証明書」（別添6）を提出すること。
- ③ 本人確認できる書類を提示すること。

※ 国民体育大会とは、開催地都道府県における本大会のみならず、各都道府県において開催される予選会（県ゴルフ連盟が主催し、国民体育大会（本大会）のゴルフ競技に参加する選手を最終選考するゴルフ競技の大会で、当該都道府県体育協会がその旨を認定するものに限る。）も含まれます。ただし、国民体育大会の公式練習は含まれません。

(h) 学校の学生、生徒又はそれらの者を引率する教員が当該学校の教育活動としてゴルフを行う場合

- ① 非課税申出書を提出すること。
- ② 学生等が所属する学校の学長又は校長が証明した「学生等の課外活動等によるゴルフ場利用証明書」（別添7）又は「学生等の課外活動等によるゴルフ場共同利用証明書」（別添8-1）及び「別紙」（別添8-2）を提出すること。
- ③ 本人確認できる書類を提示すること。

※ 「学校」とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、特別支援学校をいいます。

※ 「学校の教育活動」とは、保健体育の授業及び公認の課外活動をいいます。

※ 学校の教員については、学生等を引率する場合のみ非課税の適用があるものであり、学生等を引率しない場合は、当該学校の教育活動の場合であっても非課税は適用されません。また、部外コーチが引率する場合についても、当該コーチが当該学校の教員でない限り、非課税の適用はありません。

(別添7)

学生等の課外活動等によるゴルフ場利用証明書

証明書番号第 _____ 号
年 月 日

(利用者名)

-----様

学校の所在地 -----

学校の名称 -----

学長又は校長 ----- 印

本学 学生が 本学 保健体育科目の実技 (地方税法施行規則第8
本校 の 生徒が 本校 の 公認の課外活動 (地方税法施行規則第8
本校 の 教員が 本校 の 公認の課外活動 (地方税法施行規則第8

条の12第1号該当)

として利用することを証明します。

条の12第2号該当)

記

学生等の 利用者	学年又は学部	
	生徒番号又は 学 番	
	住 所	
	氏 名	
	生年月日 (年齢)	年 月 日生 (歳)
利用する ゴルフ場	所 在 地	
	名 称	
	利用する期間	年 月 日から 年 月 日まで

- 御注意 1 学長又は校長の印は、職印を使用する。
2 生徒又は学生を引率する当該学校の教員の利用がある場合は、当該教員の利用分についても証明が必要です。
なお、その場合、当該教員の職・氏名を氏名欄に記載してください。

税 62332

(別添8-1)

学生等の課外活動等によるゴルフ場共同利用証明書

証明書番号第 _____ 号
年 月 日

(利用者の代表者名)

-----様

学校の所在地 -----

学校の名称 -----

学長又は校長 ----- 

本学の学生が本校の保健体育科目の実技（地方税法施行規則第8条の12第1号該当）として共同して利用することを証明します。
本学の生徒が本校の公認の課外活動（地方税法施行規則第8条の12第2号該当）として共同して利用することを証明します。

条の12第1号該当)

として共同して利用することを証明します。

条の12第2号該当)

なお、利用者の名簿を別紙のとおり添付します。

記

団体の名称	
利用目的	
利用するゴルフ場の所在地	
利用するゴルフ場名	
利用する期間	年 月 日から 年 月 日まで
利用する人員	人

御注意 学長又は校長の印は、職印を使用する。

税 62333-1

学 年 又は 学 部	生徒番号 又は 学 番	住 所 (電話番号)	氏 名	生年月日 (年齢)
		電話 ()		年 月 日 (歳)
		電話 ()		年 月 日 (歳)
		電話 ()		年 月 日 (歳)
		電話 ()		年 月 日 (歳)
		電話 ()		年 月 日 (歳)
		電話 ()		年 月 日 (歳)
		電話 ()		年 月 日 (歳)
		電話 ()		年 月 日 (歳)
		電話 ()		年 月 日 (歳)
		電話 ()		年 月 日 (歳)

御注意

- この(別紙)は必ず「学生等の課外活動等によるゴルフ場共同利用証明書」(税 62333-1)に添付して使用してください。
- 生徒又は学生を引率する当該学校の教員の利用がある場合は、当該教員の利用分についても証明が必要です。なお、その場合は当該教員の職・氏名を氏名欄に記載してください。

※ 兵庫県税条例第69条の2の規定により、非課税(学生等の課外活動等)の適用を申し出る場合は、次の書類が必要です。

- ① 非課税適用申出書の提出
- ② 学生等の課外活動等によるゴルフ場(共同)利用証明書(この証明書)の提出
- ③ 本人確認できる書類の提示

しかしながら、この(別紙)の写しをとり、下記の項目を記載すれば、①非課税適用申出書の替わりとすることができます。(利用日が複数にわたる場合は一日の利用毎に写しが必要です。)

利用するゴルフ場名 (特別徴収義務者)	利 用 年 月 日	学 校 名	「学生等の課外活動等による ゴルフ場共同利用証明書」 (税 62333-1)の証明書番号
	年 月 日		第 号